

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 5 号
件 名	憲法に違反する新潟市諮問委員会及びその答申の無効について
要 旨	<p>平成 26 年 10 月に報告された「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会」の答申は、地域住民の知る権利や幸福追求権など、市民の持つ基本的な権利利益を侵害し、請願権などの法律規範をも否定し、まさに行政支配を「たくらんだ」委員会審議を根拠としている。</p> <p>したが、その委員会審議は主権者市民を行政組織に組み入れて従属させることを目的としている。</p> <p>問題発言と市民協働課長及び丸田秋男座長の対応</p> <p>A 平成 26 年 8 月 29 日開催の同委員会で、区自治協議会を代表する新藤幸生委員が発言した要点の抜粋は下記のとおりである。</p> <p>「私がずっとたくらんでいた」</p> <p>「地域住民が直接行政のトップに直訴する機会が多い……」</p> <p>「住民の要望というものは、自治会、町内会である程度精査されて、それが次にコミュニティ協議会にいったり行政へいくという流れ……」</p> <p>(平成 26 年 9 月議会陳情第 115 号)</p> <p>B 会議録の虚偽作成と捏造公表</p> <p>「私がずっとたくらんだ……」との発言を「作った」にかえた議事録は虚偽作成であり、発言の意図を隠蔽した捏造議事録である。(平成 26 年 12 月議会陳情第 124 号)</p> <p>C 以上の不正行為に関し、市民協働課長に対して修正または撤回などの反省を具申したが、正当性を主張して修正を不要とする。(平成 26 年 10 月 31 日付新民協第 582 号の 2 回答)</p> <p>D 同諮問委員会丸田秋男座長は、上記 A・B 項の発言を受け、また、所管抗議などを受けながら全てを看過して諮問審議とした。</p> <p>ゆえ、憲法に反した当該諮問委員会及びその答申は、当然に無効である。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 26 年 12 月 8 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 26 年 12 月 3 日 第 4 9 3 号